
第3編
地震災害対策編



第1章 基本的な考え方

市は、市民生活に甚大な被害が及ぼされる大規模な地震災害に対処すべく、総合的かつ計画的な防災対策を推進する。

本編における地震防災計画は、過去の地震及び断層等により想定される地震規模を考慮し、想定される地震被害の程度、機能支障に対して、より現実的、計画的な地震防災対策の実施を目指すものとする。

なお、本編に定めのない事項については、【第2編 風水害・共通対策編】に基づき運用する。

第1節 地震災害対策の基本的考え方

平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ地震の想定を公表した。

県は、これを受けて最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ地震により生じる被害想定を行った。

本市では、県地域防災計画（令和5年3月一部修正）、新・宮崎県地震減災計画（平成27年6月）を踏まえ、日向灘地震、えびのー小林地震、南海トラフ地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本とする。

なお、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の第3条の規程に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域であり、同法第5条に基づく推進計画の策定を行うが、その内容については【第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画編】に記載する。

第2節 想定地震と被害想定

第1 過去の地震災害による被害状況

過去の調査観測により、県周辺で発生している地震の震源分布は、日向灘に集中していることが明らかになっている。また、日向灘ほど数は多くないものの、えびの市付近でもマグニチュード5～6程度の地震が発生している。

一般的には、日向灘の地震はプレート境界、陸のプレート内部及びフィリピン海プレート内部で発生する地震であり、県の内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられている。

これまでの知見では、プレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生させることがわかっている。これに対して内陸型（直下型）地震では発生周期が比較的長くマグニチュードもあまり大きくないことが多いが、地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害を発生させることが知られている。

昭和43年（1968年）に、内陸部で発生した「えびの地震」は被害が大きく、えびの市周辺で住宅の全半壊や多数のがけ崩れが発生した。えびの地方には、大正2年（1913年）にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

■県内の主な被害地震

	発生年月日	震央地名 (地震名)	規模	被害概要
1	1662. 10. 31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769. 8. 29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899. 11. 25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903. 10. 11(明治36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913. 4. 13(大正2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929. 5. 22(昭和4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931. 11. 2(昭和6)	日向灘	7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊10、一部破損多数
8	1939. 3. 20(昭和14)	日向灘	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多
9	1941. 11. 19(昭和16)	日向灘	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946. 12. 21(昭和21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948. 5. 9(昭和23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960. 5. 24(昭和35)	チリ地震 津波	8.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸、船舶被害32隻
13	1961. 2. 27(昭和36)	日向灘	7.0	死者1、負傷者4、全壊1、半壊4、一部破損104
14	1968. 2. 21(昭和43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896、一部破損3,597
15	1968. 4. 1(昭和43)	日向灘	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969. 4. 21(昭和44)	日向灘	6.5	負傷者2
17	1970. 7. 26(昭和45)	日向灘	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984. 8. 7(昭和59)	日向灘	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987. 3. 18(昭和62)	日向灘	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432、道路損壊、山崩れ、崖崩れ等

20	2016. 4. 14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者 8、半壊 2、一部損壊 39
21	2016. 4. 16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	

出典：宮崎県地域防災計画

第2 想定地震と被害状況

1 想定地震

市は、これまで、海溝型地震の「日向灘地震（南部・北部）」及び内陸型地震の「えびの一小林地震」の想定を基本としていたが、平成 23 年の東日本大震災を教訓として、国（内閣府）が南海トラフ地震の想定を行ったこと、県が平成 25 年に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、南海トラフの巨大地震による被害想定の見直しを行ったことを受け、従来想定していた地震に「南海トラフ地震」も加え、今後の市の地震災害対策の基礎とする。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策については、【第 4 編 南海トラフ地震防災対策推進計画編】に記載する。

2 被害想定

(1)日向灘地震、えびの一小林地震

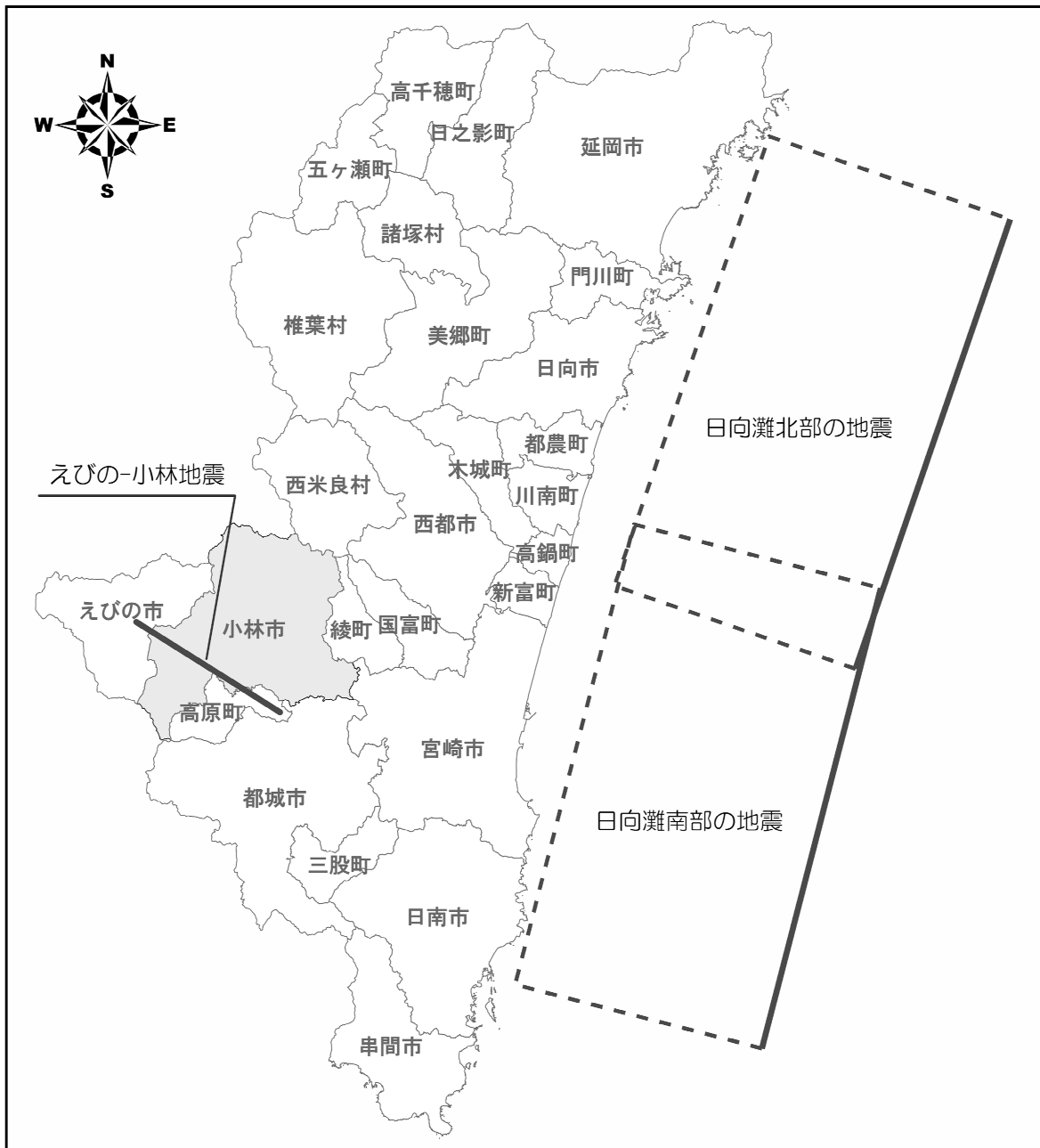
①想定地震の規模

平成 9 年 3 月及び令和 3 年 3 月に県がまとめた「宮崎県地震被害想定調査」によると、「日向灘地震（南部・北部）」、「えびの一小林地震」の規模と被害概要は、次のとおり想定されている。

■宮崎県地震被害想定調査における想定地震の規模

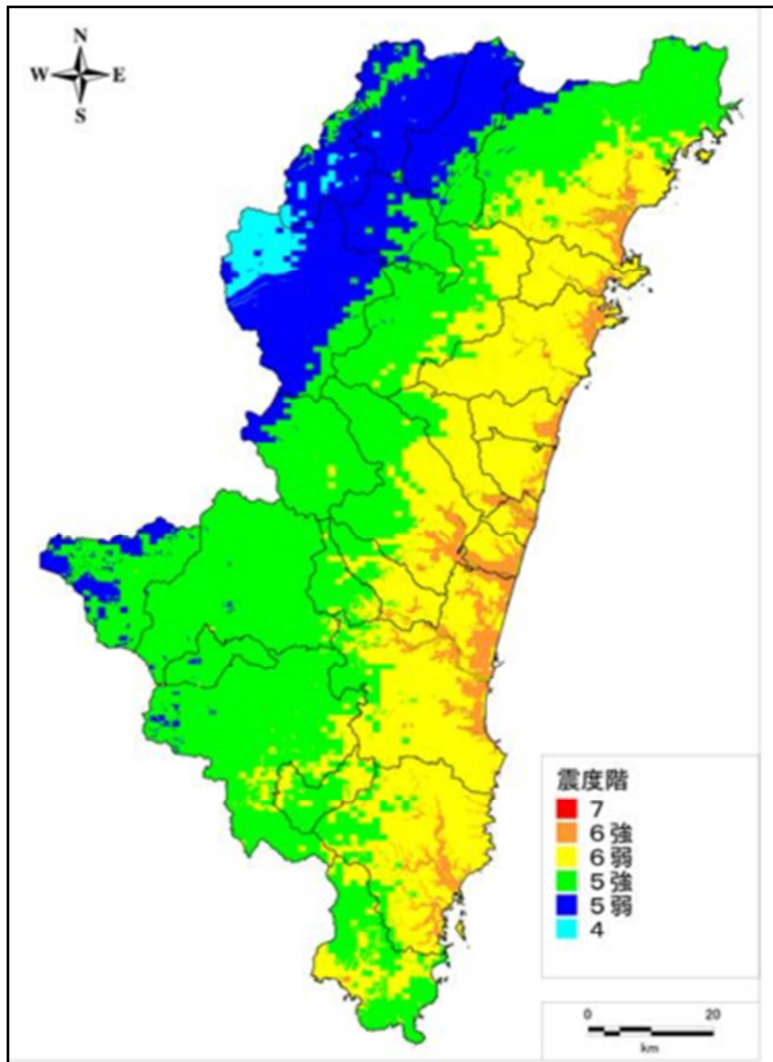
想定する地震	日向灘南部地震	日向灘北部地震	えびの一小林地震
M（マグニチュード）	7.6	7.6	6.5
長さ（km）	70	70	25
幅（km）	40	40	15
走向 θ （°）	N15E	N20E	N60W
傾斜 δ （°）	20	20	90
最大震度（小林市内）	5強	5強	6強以上

■想定される震源の位置と大きさ

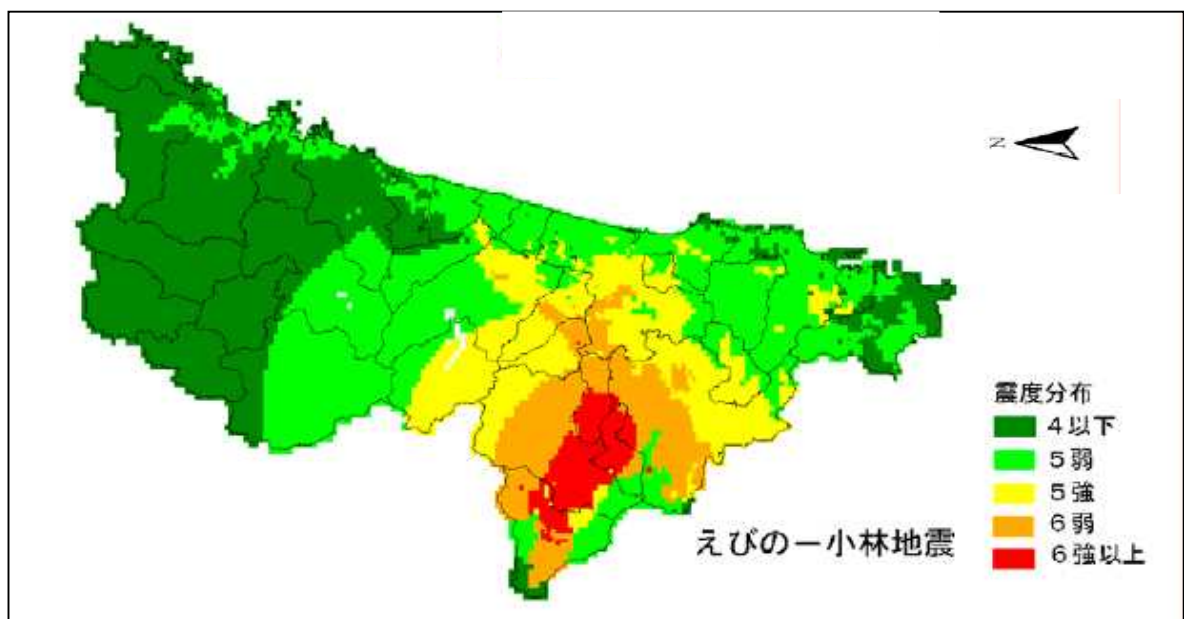


出典：宮崎県地震被害想定調査

■震度分布図

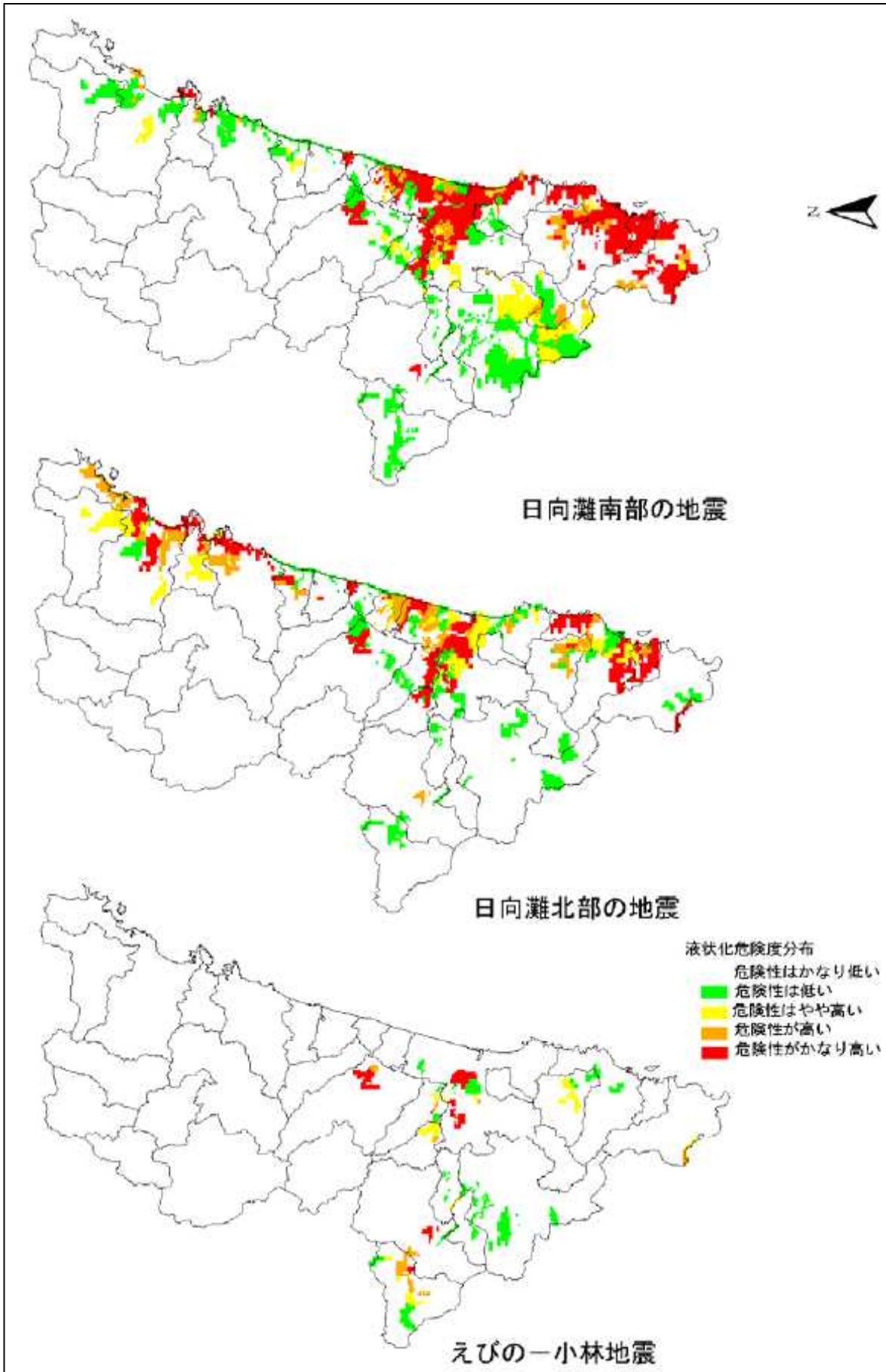


出典：令和2年度宮崎県地震・津波被害想定調査



出典：平成18年度宮崎県地震・津波被害想定調査

■液状化危険度分布図



出典：宮崎県地震被害想定調査

②本市における地震被害想定

「宮崎県地震被害想定調査」の3つの想定地震のうち本市に大きな被害をもたらす「えびのー小林地震」による被害想定をもとに、本市における地震被害想定を次のとおり設定する。

ア 「えびのー小林地震」における予想震度

市内の大部分で震度6弱及び6強の揺れが想定される。

イ 「えびのー小林地震」における液状化発生の可能性

河川沿いの低地等の軟弱地盤地域では、液状化が発生する危険性はかなり高い。

ウ 人的被害

建物倒壊等による死者が20人程度、重軽傷者は1,300人程度と想定される。

エ 建物被害

木造建物の全壊率は約2%、全壊建物数は約1,000棟と想定される。

オ 出火件数

出火件数は炎上出火が13件（冬・夜）程度と予測される。

カ ライフライン

液状化による危険性の高い地域で被害が大きくなることが予想される。水道管、電力、通信とも大きな被害が予想される。

■建物被害

	木造被害数(棟)		非木造被害数(棟)		合計(棟)		木造建物被害率(%)		非木造建物被害率(%)	
	全壊	半壊	計		木造全壊・ 非木造大破	木造半壊・ 非木造中破	全壊	半壊	大破	中破
			大破	中破						
日向灘南部地震: 地震動+液状化	0	46	0	0	0	46	0.00	0.34	0.00	0.28
日向灘南部地震: 地震動	0	46	0	0	0	46	0.00	0.34	0.00	0.28
日向灘北部地震: 地震動+液状化	0	3	0	0	0	3	0.00	0.04	0.00	0.04
日向灘北部地震: 地震動	0	3	0	0	0	3	0.00	0.04	0.00	0.04
えびのー小林地震: 地震動+液状化	1,023	3,630	74	430	1,097	4,060	2.21	7.83	0.81	4.68
えびのー小林地震: 地震動	857	3,493	44	401	901	3,894	1.85	7.53	0.48	4.36

■人的被害

	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびのー小林地震			
	夏		冬		夏		冬		夏		冬	
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
死者数(人)	0	0	0	0	0	0	0	0	19	26	19	26
重傷者数(人)	2	2	2	2	0	0	0	0	62	62	63	67
軽傷者数(人)	47	47	47	47	8	8	8	8	1,221	1,221	1,241	1,303
長期避難者数(人)	41	41	41	41	3	3	3	3	4,632	4,633	4,702	4,922

■出火件数

	日向灘南部地震				日向灘北部地震				えびの一小林地震				消防力 消火可能 件数(件)
	夏		冬		夏		冬		夏		冬		
	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
炎上出火数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	9	13	5
延焼出火数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	9	
市街地延焼に至る出火数(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	81	333	

■ライフライン施設被害

施設種別	配管 延長	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの一小林地震		
		被害 箇所数	被害率	被害 箇所数	被害率	被害 箇所数	被害率	
		(km)	(箇所 /km)	(箇所)	(箇所 /km)	(箇所)	(箇所 /km)	
上 水 道	液状化考慮	444.00	8	0.02	2	0.00	1,172	2.64
	液状化考慮無	444.00	8	0.02	2	0.00	450	1.01

	支持物数	日向灘南部地震		日向灘北部地震		えびの一小林地震	
		被害 支持物数	被害 架空線数	被害 支持物数	被害 架空線数	被害 支持物数	被害 架空線数
		(基)	(基)	(条・スパン)	(基)	(条・スパン)	(基)
電力施設	11,695	0	0	0	0	107	273
通信施設	11,145	0	0	0	0	110	281

出典：宮崎県地震被害想定調査

(2)南海トラフ地震による被害想定

①被害想定的前提条件

県の「県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について」(平成25年10月)では、内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」が公表(平成24年8月)した4ケースのうちの県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」に加え、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺領域に影響して広がる宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定し、この2つのモデルを重ね合わせて最大クラスの地震動(最大震度7)を想定している。

被害想定的前提となる条件については、次のとおりである。

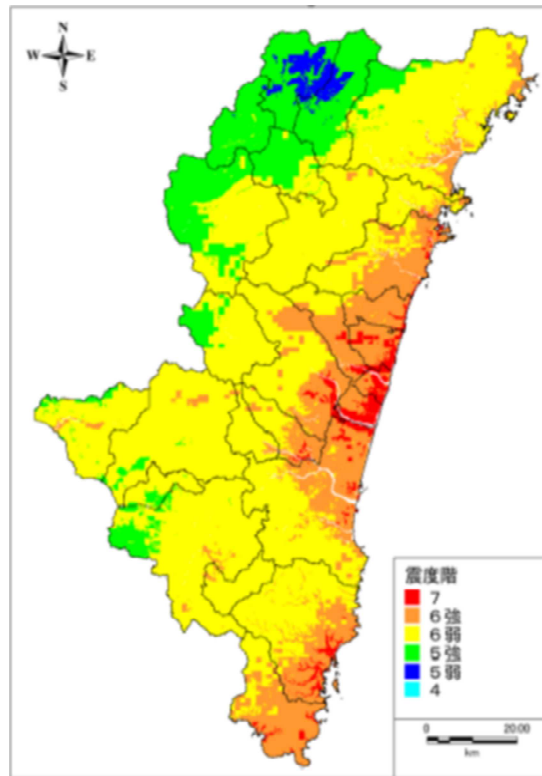
■被害想定的前提条件

想定 ケース	ケース①：内閣府の強震断層モデル(陸側ケース)を用いて、本県独自に再解析した地震動等の想定結果に基づく想定
	ケース②：宮崎県独自に設定した強震断層モデルによる地震動の想定結果に基づく想定
シーン等	<ul style="list-style-type: none"> シーン(季節・時刻)については、特徴的な3種類(冬・深夜、夏・昼12時、冬・夕18時)を設定(内閣府と同様) 風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定(内閣府と同様)

出典：県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について(宮崎県・H25.10)

なお、次に示すように、本市の大部分が震度6弱と想定されている。

■地震動想定(震度分布図)



出典：新・宮崎県地震減災計画（H27.6改訂）

②被害想定 of 予測結果

「県における南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定について」において予測された本市内における被害想定は、次に示すとおりである。なお、この被害想定はマクロの被害を把握する目的で実施しており、各数値はある程度幅を持って見る必要がある。

1) 建物被害（冬 18時）

両ケースともに「揺れ」による半壊棟数が特に多いほか、液状化による被害も相当数発生するなど、全体で2,500棟程度の建物被害が予想されている。

■市内の建物被害

区分		液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	火災(焼失)	合計
ケース①	全壊(棟)	約 130	約 130	約 10	約 10	約 280
	半壊(棟)	約 680	約 1,600	約 10	—	約 2,300
ケース②	全壊(棟)	約 130	約 120	約 10	約 10	約 270
	半壊(棟)	約 680	約 1,500	約 10	—	約 2,200

注) 四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

2) 死傷者数（冬深夜）

両ケースともに250人程度の死傷者数が想定されている。なお、いずれも「建物崩壊」によるもので、「急傾斜地崩壊」、「火災」、「ブロック塀等」による死傷者は発生しないと予想されている。

■市内の死傷者数

区分	死者(人)		負傷者(人)	
		(家具による)		(家具による)
ケース①	約 10	—	約 240	約 20
ケース②	約 10	—	約 240	約 10

3) 要救助者数（自力脱出困難者数）

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数は、両ケースともに10～20人程度の発生が予想されている。

■市内の要救助者数

区分	冬深夜	夏 12時	冬 18時
ケース①	約 20	約 10	約 10
ケース②	約 20	約 10	約 10

4) ライフライン被害

ライフラインの被害については、両ケースともに相当数の被害発生が予想されており、上下水道及び電力は発災後1ヶ月後も一部で影響が残ると予想されている。

通信は固定電話が被災後1日でほぼ回復し、携帯電話についても被災1日後にはつながりにくさがほぼ解消されると予想されている。

■市内のライフライン被害

区分		被災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	対象数
上水道 (断水人口・人)	①	約 40,000	約 24,000	約 11,000	約 1,400	約 46,000 (給水人口)
	②	約 40,000	約 24,000	約 11,000	約 1,400	
下水道 (支障人口・人)	①	約 11,000	約 3,300	約 60	0	約 15,000 (処理人口)
	②	約 11,000	約 3,300	約 60	0	
電力 (停電軒数・軒)	①	約 20,000	約 5,700	約 490	約 50	約 26,000 (電灯軒数)
	②	約 20,000	約 5,800	約 500	約 50	
通信(固定電話) (不通回線率)	①	78%	22%	0.0%	0.0%	約 20,000 (回線数)
	②	79%	22%	0.0%	0.0%	

注) 不通回線率は市の回線数に占める不通回線数の割合。

区分		被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
通信 (携帯電話)	①	11%	A	33%	—	13%	—	12%	—
	②	12%	A	34%	—	13%	—	12%	—

注1) 「—」は、わずかな場合。

注2) 停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合。

注3) 携帯電話不通ランクは次のとおり。

A: 非常につながりにくい / B: つながりにくい / C: ややつながりにくい

5) 道路施設被害

道路施設の被害については、両ケースともに、市内で約 70 箇所の発生が予想されている。

6) 生活への影響

a) 避難者

両ケースともに、被災 1 週間後に 4,200 人程度であり、避難所内の避難者はその半数程度となることが予想されている。また、避難所内外ともに要配慮者が 3 割弱を占めるものと予想されている。

■市内の避難者数

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
避難者数 (人)	ケース① (避難所内)	約 1,200 (約 740)	約 4,200 (約 2,100)	約 2,500 (約 760)
	ケース② (避難所内)	約 1,200 (約 720)	約 4,200 (約 2,100)	約 2,500 (約 760)

■市内の要配慮者の避難者数

区 分		被災 1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
要配慮者数 (人)	ケース① (避難所内)	約 340 (約 210)	約 1,200 (約 580)	約 710 (約 210)
	ケース② (避難所内)	約 340 (約 200)	約 1,200 (約 580)	約 710 (約 210)

b) 帰宅困難者

両ケースともに、市内の就業者・通学者数約 19,000 人のうち、約 2,200 人が帰宅困難者になるものと予想されている。

c) 物資需要量

両ケースともに、食糧は被災 1 週間後において約 7,500 食が必要となり、飲料水及び毛布は被災 1 日後において相当数の数量が必要になることが予想されている。

■市内の物資需要量

区分	被災 1 日後			1 週間後			1 ヶ月後		
	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
ケース①	約 2,700	約 72,000	約 1,500	約 7,500	約 34,000	約 1,200	約 2,700	約 4,200	約 740
ケース②	約 2,600	約 72,000	約 1,400	約 7,500	約 34,000	約 1,200	約 2,700	約 4,200	約 720

d) 災害廃棄物

災害廃棄物は、市内では発生しないものと予想されている。

7) 孤立集落

孤立の可能性がある集落の数は、両ケースともに 2 箇所の発生が予想されている。

注) 孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査」(内閣府・平成 22 年)において、孤立可能性があると考えられた集落を対象としている。

第2章 地震災害予防計画

第1節 都市防災構造の強化

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

財政的、時間的制約下において地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していくため、都市計画基礎調査等を活用して災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、防災都市づくり計画を策定し、この計画に基づき計画的かつ総合的に各種施策を実施していくものとする。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 防災都市づくり計画の策定	建設課
第2 防災空間の確保	建設課
第3 都市の再開発等の推進	建設課
第4 指定緊急避難場所、避難路の確保	危機管理課、建設課

第1 防災都市づくり計画の策定

市（建設課）は、地震に強い都市づくりを計画的に推進するため、次の点を主な内容とする防災都市づくり計画を策定する。

- ア 都市づくりにおいて考慮する災害リスク
- イ 災害リスクを考慮した都市の課題
- ウ 防災都市づくりの基本方針
- エ 防災都市づくりの具体的施策

上記計画に基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

第2 防災空間の確保

市（建設課）は、地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

1 緑地保全地域等の指定

都市における災害の防止に必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な形態を有する緑地等については、都市緑地法に基づき緑地保全地域等を指定し、保存に努める。

2 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市の不燃化構造の推進等を図る。

3 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を推進する。

4 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

なお、市街地のオープンスペースである都市公園は、防災上果たす役割も大きいことから、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、さらには災害時における避難場所や、行政施設等と一体となった災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

5 消防活動空間確保のための道路整備

基盤未整備な市街地においては、火災延焼の可能性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多く消防活動が困難であることが特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

第3 都市の再開発等の推進

市（建設課）は、市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を推進する。

1 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図るとともに、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図る。

2 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市街地において建築物及び公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等都市機能の更新を図ることにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図る。

3 密集住宅市街地整備促進事業の推進

防災上、居住環境上の課題を抱える密集住宅市街地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建替や除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図る。

第4 指定緊急避難場所、避難路の確保

1 避難施設整備計画の作成

市（危機管理課）は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

2 指定緊急避難場所の指定

市（危機管理課）は、延焼火災、崖崩れ及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、指定緊急避難場所の指定を行う。

3 避難路の整備・確保

市（危機管理課、建設課）は、市街地の状況に応じて、原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

- ・避難路はおおむね 15m 以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

また、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難路の通行確保に努める。

第2節 建築物の安全性確保

[施策の基本方針]

宮崎県地震被害想定においては、都市部を中心に建築物に被害が生じており、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要である。特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 建築物の耐震性強化	管財課
第2 建築物の液状化対策	管財課
第3 建築物の不燃化の促進	建設課、管財課
第4 重要施設等の耐震化強化	管財課、関係各課
第5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備	管財課、関係各課
第6 文化財災害予防計画	社会教育課

第1 建築物の耐震性強化

1 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

市（管財課）は、昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、県や建築関係団体と連携し、次の取り組みを行う。

- ア 耐震診断を行う建築技術者の養成
- イ 耐震診断等に関する相談窓口の開設、広報活動等
- ウ 所有者等への耐震診断・耐震改修の指導・助言
- エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

2 建築物の落下防止対策

市（管財課）は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

- ア 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態把握に努める。
- イ 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し修繕を指導する。
- ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

3 ブロック塀の倒壊防止対策

市（管財課）は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- ア 市民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について、広報紙等を活用し、啓発を図る。
- イ 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- ウ ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、

危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

エ ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

4 建築物の地震対策の促進

市（管財課）は、天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター内閉じ込め防止対策等について必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

また、災害の拡大や二次災害の防止のため、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2 建築物の液状化対策

宮崎県地震被害想定においては、市内の一部にも液状化の危険性が高い区域が分布することが想定されている。

建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

市（管財課）は、構造計算書の添付が義務付けられている建築物について、確認申請時に指導を行う。それぞれの工法の概要は次のとおりである。

■ 建築物の液状化対策

①液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)	
【本章 第3節「地盤災害防災対策の推進」第5「液状化対策の推進」】に定めるところによる。	
②液状化現象の発生を前提とした構造的な対策	
木造建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法 ・アンカーボルトの適正施工 ・上部構造部分の剛性を持たせる ・荷重偏在となる建築計画を避ける ・屋根等の重量を軽くする
鉄筋コンクリート造等建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・支持杭基礎工法 ・地階を設ける方法 ・面的に広がりのある建築計画とする ・地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める
コンクリートブロック塀	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の技術基準を正しく履行する ・基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造とし、丈を大きく、根入れを深くする

第3 建築物の不燃化の促進

1 防火、準防火地域の指定

市（建設課、管財課）は、建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」、「公共施設等重要施設の集合地域」、あるいは路線的な地域としての「幹線道路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定する。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定する。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行ったうえで、地元住民の理解と協力が見込めるなど実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

第4 重要施設等の耐震化強化

1 市及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

2 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進する。

3 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

市（管財課）は、県と連携し、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

第5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

市（管財課）及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

第6 文化財災害予防計画

文化財は、貴重な国民的財産であり、文化財保存のためには万全の配慮が必要である。市（社

会教育課)は文化財の現況を正確に把握し、予想される災害に対し予防対策を計画して施設整備を推進し、文化財の保護思想の普及、訓練及び現地指導を強化する。

なお、文化財の所有者又は施設の管理者は、平常時から良好な文化財環境の維持管理にあたるものとする。

(1)立入検査

文化財保護対象物について、定期あるいは随時に立入検査を実施して、防災に関する指導を行う。

(2)文化財の保護思想の普及及び訓練

文化財保護強調週間、文化財保護月間又は文化財防火デー等の行事を通じ、文化財の所有者、市民(特に文化財付近の一般家庭)、見学者等に対して文化財の保護、並びに愛護思想についての高揚を図る啓発活動を展開する。

(3)自主防火管理体制の強化

防火管理者等に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研修会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

※資料編-7[文化財一覧]参照

第3節 地盤災害防災対策の推進

【施策の基本方針】

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施し、市民の生命、財産の保全に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 地盤情報の把握と周知	危機管理課
第2 土地利用の適正誘導	建設課、企画政策課
第3 土砂災害防止対策の推進	危機管理課、建設課
第4 造成地災害防止対策の推進	建設課、管財課
第5 液状化対策の推進	建設課、管財課

第1 地盤情報の把握と周知

市（危機管理課）は、県が作成した地盤情報データベースを活用するとともに、県が定期的実施する調査点検に基づく危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）について、市防災計画に明記するとともに、市民への周知に努める。

第2 土地利用の適正誘導

市（建設課、企画政策課）は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、更に都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

災害に弱い地区については安全性の確保という観点から災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

第3 土砂災害防止対策の推進

1 警戒避難体制の整備

市（危機管理課）は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

2 応急対策用資機材の備蓄

市（建設課）は、県とともに、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

第4 造成地災害防止対策の推進

1 災害防止に関する指導、監督

市（建設課、管財課）は、造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発行為許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

■ 災害防止に関する指導基準

災害危険度の高い区域	砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
人工崖面の安全措置	宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。
液状化対策	宅地造成をしようとする土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

第5 液状化対策の推進

1 液状化現象の調査研究

市（建設課、管財課）は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、県と連携して当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の普及に努める。

2 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。市（建設課、管財課）は、県と連携し、これらの対策の推進に努める。

3 液状化ハザードマップの作成・公表

県及び市町村は、液状化の危険を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

第4節 河川・ため池の整備と管理

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、河川・ため池施設の破堤による被害が想定されているため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 河川防災対策の推進	建設課
第2 ため池対策の推進	農業振興課

本節については、地震災害に関する次の事項を除き、【第2編 第2章 第5節「水害予防計画」】を参照する。

第1 河川防災対策の推進

1 施設点検、耐震性の強化

市（建設課）は、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強、内水排除用ポンプ車等の確保、排水機場・閘門・水門等の河川構造物の耐震補強について河川管理者に要請する。

2 防災体制等の整備

市（建設課）は、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう体制整備について河川管理者と調整を図る。

第2 ため池対策の推進

市（農業振興課）は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたため池が多いことを踏まえ、受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を推進する。

また、ため池等決壊等に係る防災マップ（ハザードマップ）の作成や情報の提供も進めていく。

第5節 道路交通関係施設の整備と管理

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、道路等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。

したがって、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸対策を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 道路施設の地震災害予防対策	建設課
第2 道路及び橋りょうの危険箇所の調査	建設課
第3 維持補修及び改良	建設課
第4 復旧用資機材等の整備	建設課、危機管理課

第1 道路施設の地震災害予防対策

市（建設課）は、道路施設の地震災害予防対策として、次の措置を講ずる。

1 道路施設の耐震性の向上

- ア 橋りょう等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- イ 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

2 道路ネットワークの確保

- ア 緊急輸送道路については2車線以上での整備を基本とするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。
- イ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ウ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- エ 円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに電線類の地中化を推進する。

3 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地・物資集荷場・情報基地として機能する拠点施設として「道の駅 ゆーぱるのじり」等の整備・充実を図る。

第2 道路及び橋りょうの危険箇所の調査

本項目については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」 第1「道路及び橋りょうの危険箇所の調査」】を参照する。

第3 維持補修及び改良

本項目については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」 第2「維持補修及び改良」】を参照する。

第4 復旧用資機材等の整備

本項目については、【第2編 第2章 第3節「道路交通関係施設の整備と管理」 第3「復旧用資機材等の整備」】を参照する。

第6節 ライフライン施設の機能確保

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。

このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要であり、特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 水道施設の整備	上下水道課
第2 下水道施設の整備	上下水道課
第3 廃棄物処理施設の整備	生活環境課
第4 電力施設の整備	危機管理課
第5 プロパンガス施設の整備	危機管理課
第6 通信施設の整備	危機管理課

第1 水道施設の整備

市（上下水道課）は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時において飲料水及び生活用水等を確保するため、関係機関と連携し、積極的に対応する。

また、基幹的施設等の耐震性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進する。

- ア 応急給水・復旧体制の整備
- イ 相互応援体制の整備
- ウ 基幹的施設の耐震化
- エ 安全性の高い水道システムの構築
- オ 給水の安全性の確保

第2 下水道施設の整備

市（上下水道課）は、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講ずる。なお、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い対応を図る。

第3 廃棄物処理施設の整備

本項目については、【第2編 第2章 第4節「ライフライン施設の機能確保」 第3「廃棄物処理施設の整備」】を参照する。

第4 電力施設の整備(九州電力送配電株式会社)

1 電力設備の地震災害予防措置

(1)水力発電設備

水力設備の耐震設計は、「発電用水力設備に関する技術基準」、「河川管理施設等構造令」及び「ダム設計基準」等により行う。電気設備の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(2)送配電設備

架空電線路については、「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の送電設備の終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(3)変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(4)通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

2 防災業務施設及び設備の整備

(1)観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じて雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

(2)通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じて無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

3 災害対策用資機材等の輸送、整備点検

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保に努める。また、

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

4 電気事故の防止

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、らテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関の利用、パンフレットやチラシ等の作成配布を通じて、常日頃から事故防止に対する一般利用者の認識向上を図る。

第5 プロパンガス施設の整備（県LPガス協会小林支部）

本項目については、【第2編 第2章 第4節「ライフライン施設の機能確保」 第5「プロパンガス施設の整備」】を参照する。

第6 通信施設の整備（西日本電信電話株式会社）

本項目については、【第2編 第2章 第4節「ライフライン施設の機能確保」 第6「通信施設の整備」】を参照する。

第7節 地震防災緊急事業の推進

[施策の基本方針]

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）に基づき「地震防災緊急事業五箇年計画」における事業を推進する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 地震防災緊急事業の推進	危機管理課、建設課、消防本部(中央消防署)、関係各課
第2 減災計画の実施	危機管理課

第1 地震防災緊急事業の推進

1 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市（危機管理課、建設課、関係各課）及び消防本部（中央消防署）は、県が作成した「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」に計上している事業の円滑な推進を図る。

2 対象事業

事業の対象は、地域防災計画に定められた次の施設等の整備である（地震防災対策特別措置法第3条第1項及び第3項）。

- ア 避難地
- イ 避難路
- ウ 消防用施設
- エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- カ 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- キ 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ク 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ケ 上記ア～クのほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- コ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- サ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- シ 地震災害時において迅速、かつ的確な被害状況の把握及び市民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備とその他の施設又は設備
- ス 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- セ 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ソ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置

に必要な設備又は資機材
タ 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

第2 減災計画の実施

市（危機管理課）は、県においては、日向灘地震、えびのー小林地震、南海トラフ地震といった地震により、甚大な人的被害、建物被害、土木施設等被害、ライフライン被害等が発生する危険性を有していることから、国が策定した「地震防災戦略」（平成17年3月）及び県が作成した「新・宮崎県地震減災計画」（平成27年6月改訂）を踏まえ、本市に係る減災目標の達成に向け、防災関係機関、市民等と一体となって地震防災対策を効果的に推進する。

第8節 情報の収集・連絡体制の整備

【施策の基本方針】

地震発生時の迅速な初動体制の構築に資する地震観測体制の整備及び災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 情報収集体制の整備	危機管理課
第2 情報伝達体制の整備	危機管理課
第3 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備	危機管理課
第4 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備	危機管理課

第1 情報収集体制の整備

1 県総合防災情報ネットワークの充実・維持管理

平成9年度から運用開始した県総合防災情報ネットワークは、県と市町村及び防災関係機関を結ぶ災害に強いネットワークである。市（危機管理課）は、県と連携し、この総合防災情報ネットワークをより効果的に運用できるようネットワークの充実と維持管理に努め、防災対策の推進を図る。

2 防災情報処理システム等の運用体制の確立

市（危機管理課）は、防災情報処理システムについて、平常時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 市防災行政無線の整備・充実

本項目については、【第2編 第2章 第15節「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」 第1「市防災行政無線整備等の推進」】を参照する。

第2 情報伝達体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第7節「情報の収集・連絡体制の整備」 第2「情報伝達体制の整備」】を参照する。

第3 安否確認及び支援情報等の提供体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第7節「情報の収集・連絡体制の整備」 第3「安否確認及び支援情報等の提供体制の整備」】を参照する。

第4 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

市（危機管理課）は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

第9節 活動体制の整備

【施策の基本方針】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくこと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報発信側の意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、市及び防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて平常時から災害時の対応について互いにコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて構築した関係を持続的なものにするよう努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 組織体制の整備	危機管理課
第2 初動体制の整備	危機管理課、全課、全職員
第3 広域応援体制の整備	危機管理課、消防本部(中央消防署)
第4 防災活動拠点の整備	危機管理課、関係各課

本節については、【第2編 第2章 第8節「活動体制の整備」】を参照する。

第10節 救急・救助及び消火活動体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、地震による火災の発生と多数の死傷者が想定されている。これを最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救急・救助体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる市民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 出火防止体制の整備	消防本部(中央消防署)、消防団
第2 消防力の充実強化	消防本部(中央消防署)、消防団、危機管理課
第3 救急・救助体制の整備	消防本部(中央消防署)、消防団、危機管理課、健康推進課

第1 出火防止体制の整備

消防団及び消防本部（中央消防署）は、次のとおり出火防止体制の整備を推進する。

1 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

2 事業所等に対する指導

多数の者が利用する学校、病院等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

また、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

3 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

4 消防同意制度の活用

消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていく。

5 防災物品の普及及び管理指導

消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

6 火災予防条例の活用

火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、大型店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

7 消防設備士制度の活用

防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させる等により、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行う。

8 火災予防運動の実施

県と連携し、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9～15日）、宮崎県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1～7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く市民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

第2 消防力の充実強化

本項目については、【第2編 第2章 第9節「救急・救助及び消火活動体制の整備」 第1「消防力の充実強化」】を参照する。

第3 救急・救助体制の整備

本項目については、【第2編 第2章 第9節「救急・救助及び消火活動体制の整備」 第2「救急・救助体制の整備」】を参照する。

第11節 医療救護体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定では、多数の死傷者が発生し、交通網、通信網、電気、ガス、上下水道等のライフラインが途絶するなど、市民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定される。

このような中で、迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に止めるためには、平常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。

また、災害発生時からの時間経過により対応方針が異なることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間）、急性期（72時間～1週間）、亜急性期（1週間～1か月）、慢性期（1か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 医療救護体制の整備	市立病院、消防本部(中央消防署)、危機管理課

本節については、【第2編 第2章 第10節「医療救護体制の整備」】を参照する。

第12節 緊急輸送体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、地震による建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定されている。これらの被害を最小限にとどめるためには、地震発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していく

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 道路整備の基本方針	建設課
第2 緊急輸送道路整備計画	建設課
第3 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保	危機管理課
第4 緊急輸送体制	管財課、危機管理課、建設課

本節については、【第2編 第2章 第11節「緊急輸送体制の整備」】を参照する。

第13節 避難収容体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていく。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 避難計画の作成と避難対象地区の指定	危機管理課
第2 指定緊急避難場所・指定避難所、避難路の確保	危機管理課、建設課、ほけん課、福祉課、長寿介護課、須木・野尻庁舎
第3 避難指示等の発令	危機管理課
第4 避難誘導体制の整備	危機管理課、福祉課、長寿介護課、こども課、学校教育課
第5 指定避難所運営体制の整備	危機管理課
第6 応急仮設住宅の提供体制の整備	危機管理課、管財課

本節については、【第2編 第2章 第12節「避難収容体制の整備」】を参照する。

第14節 備蓄に対する基本的考え方

【施策の基本方針】

南海トラフ地震等の大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。

このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの期間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、市民自らが行うことを基本とする。

市は、県と連携し、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

本節については、【第2編 第2章 第13節「備蓄に対する基本的考え方」】を参照する。

第15節 食料・物資等の調達・備蓄、資機材等の整備

【施策の基本方針】

「宮崎県備蓄基本指針（平成28年12月1日）」及び「小林市備蓄計画（平成28年12月）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 食料・物資等の確保対策	危機管理課、管財課、福祉課、建設課
第2 備蓄品の管理	危機管理課
第3 資機材等の整備	危機管理課、関係各課

本節については、【第2編 第2章 第14節「食料・物資等の調達・備蓄、資機材等の整備」】を参照する。

第16節 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定によると、通信施設の復旧作業には最大で11日間を要すると予想されている。災害発生時には、国、県、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 市防災行政無線整備等の推進	危機管理課
第2 広報体制の整備	企画政策課、危機管理課
第3 被災者の問合せへの対応	危機管理課

本節については、【第2編 第2章 第15節「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」】を参照する。

第17節 要配慮者の支援対策

【施策の基本方針】

災害から高齢者、障がい者等の要配慮者を守るため、県及び社会福祉施設等の管理者等との連携のもと、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制の整備に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 要配慮者支援の実施体制	福祉課、長寿介護課
第2 避難行動要支援者対策	福祉課、長寿介護課
第3 要配慮者に対する支援計画	福祉課、長寿介護課、消防本部(中央消防署)、健康推進課
第4 情報支援要配慮者に対する支援計画	福祉課、企画政策課、地方創生課、商工観光課
第5 社会福祉施設等における対策	福祉課、長寿介護課

本項目については、【第2編 第2章 第16節「要配慮者の支援対策」】を参照する。

第18節 二次災害防止体制の整備

【施策の基本方針】

宮崎県地震被害想定によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が予想されている。地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これら二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 土砂災害防止体制の整備	危機管理課、建設課
第2 建築物災害防止体制の整備	危機管理課
第3 危険物等災害防止体制の整備	危機管理課
第4 宅地災害防止体制の整備	危機管理課

第1 土砂災害防止体制の整備

市（危機管理課、建設課）は、災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握するとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備する。また、深層崩壊の発生が想定される溪流（小流域）については、国土交通省において過去の発生履歴や空中写真判読、大規模振動センサーの設置等を行うなど、詳細な調査を実施しており、あらかじめ危険な溪流（小流域）を把握するために国土交通省と情報共有を行う体制を整備する。

第2 建築物災害防止体制の整備

市（危機管理課）は、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から市民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

- ア 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域及び判定士の受入体制等の震前判定計画を作成する。
- イ 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

第3 危険物等災害防止体制の整備

1 危険物関係

市（危機管理課）は、消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- イ 立入検査の実施等指導の強化

- ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- エ 自衛消防組織の強化についての指導
- オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

2 火薬類関係

市（危機管理課）は、火薬類取扱施設は地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高いため、爆発等による被害を防止するため危害防止体制の確立を図る。

3 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められている。市（危機管理課）は、被害の拡大を防止するため、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する。

4 毒物劇物関係

市（危機管理課）は、毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤備蓄体制の充実を図る。

第4 宅地災害防止体制の整備

市（危機管理課）は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し市民の安全の確保を図るため、被災宅地の危険度を判定する危険度判定体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

第19節 防災訓練

【施策の基本方針】

災害時の迅速かつ的確な行動のためには平常時の訓練が重要であり、県、防災関係機関との連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

訓練に当たっては、防災マップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な市民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 総合防災訓練の実施	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団
第2 個別防災訓練の実施	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団
第3 消防団教育訓練	消防団
第4 事業所、自主防災組織、市民の防災訓練の実施	危機管理課
第5 防災訓練の検証	危機管理課、関係各課、消防本部(中央消防署)、消防団

本節については、【第2編 第2章 第17節「防災訓練」】を参照する。

第20節 防災知識の普及

【施策の基本方針】

大規模災害発生時は、広範囲にわたる建物等の倒壊、同時火災の多発、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすことから、行政の的確な対応に加え、市民等の自主的・積極的な防災活動が不可欠となる。

市は自らの防災力の向上を図るとともに、防災関係機関と連携し、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 防災知識の普及	危機管理課、企画政策課、商工観光課、学校教育課
第2 市民防災の日の制定	危機管理課
第3 相談窓口の設置	危機管理課
第4 災害用伝言サービスの広報	危機管理課、企画政策課

第1 防災知識の普及

市（危機管理課）は、市民に対し、「自助」、「共助」の重要性の再認識を促すとともに、「自助」、「共助」の力を向上させるため、様々な機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発を図る。

1 防災知識の普及事項

- ア 地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ 緊急地震速報に関する知識
- オ 正確な情報入手の方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- ケ 応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の対策の内容
- コ 住家の耐震診断と必要な耐震改修の実施

2 防災知識の普及方法

- ア 防災をテーマとした講習会、シンポジウム等の開催
- イ 地域の防災リーダーの育成
- ウ 日常生活に密着した啓発の実施（広報紙・パンフレットの配布、テレビ・ラジオ等のメディア活用、インターネットの活用等）
- エ 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

オ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

上記以外の項目については、【第2編 第2章 第18節「防災知識の普及」 第1「防災知識の普及】を参照する。

第2 市民防災の日の制定

本項目については、【第2編 第2章 第18節「防災知識の普及」 第2「市民防災の日の制定】を参照する。

第3 相談窓口の設置

本項目については、【第2編 第2章 第18節「防災知識の普及」 第3「相談窓口の設置】を参照する。

第4 災害用伝言サービスの広報

本項目については、【第2編 第2章 第18節「防災知識の普及」 第4「災害用伝言サービスの広報】を参照する。

第21節 自主防災組織等の育成強化

【施策の基本方針】

大規模災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、市民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

市は、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、きずな協働体での連携を通じて地区防災力及び災害対応力の強化を図る。また、研修・講座等の実施による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できる環境の整備等により、自主防災組織の充実を図るほか、市民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 自主防災組織の活動カバー率の向上と活動支援	危機管理課
第2 自主防災組織の災害対応力強化	危機管理課
第3 事業所防災活動の推進	危機管理課、商工観光課

本節については、【第2編 第2章 第19節「自主防災組織等の育成強化」】を参照する。

第22節 ボランティアの活動環境の整備

【施策の基本方針】

大規模災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害ボランティアの窓口の設置	福祉課、(小林市社会福祉協議会)
第2 災害ボランティア活動促進のための体制づくり	福祉課、危機管理課、(小林市社会福祉協議会)
第3 災害ボランティア活動環境の整備	福祉課、危機管理課、(小林市社会福祉協議会)
第4 地域安全活動ボランティアの体制整備	福祉課、危機管理課、(小林市社会福祉協議会)

本節については、【第2編 第2章 第20節「ボランティアの活動環境の整備」】を参照する。

第23節 農林畜産業予防計画

【施策の基本方針】

地震災害による農作物等への災害を未然に防止するため、市、農業従事者及び関係団体等による相互協力体制のもと、防災の観点に立った営農体制の構築に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 農業災害の予防	農業振興課
第2 林業災害の予防	農業振興課
第3 家畜災害の予防	畜産課

本節については、【第2編 第2章 第21節「農林畜産業予防計画」】を参照する。

第24節 文教対策の推進

【施策の基本方針】

児童・生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 文教対策の推進	学校教育課、こども課

本節については、【第2編 第2章 第22節「文教対策の推進」】を参照する。

第25節 災害教訓の伝承

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害教訓の伝承	危機管理課

本節については、【第2編 第2章 第23節「災害教訓の伝承」】を参照する。

第26節 地震災害に関する調査・研究等の推進

【施策の基本方針】

地震による災害は災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては様々な分野からの調査研究が重要であるため、国や県が実施する地震予知や被害予測等、地震被害を軽減する上で必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 地震災害に関する調査・研究情報の収集	危機管理課

第1 地震災害に関する調査・研究情報の収集

市（危機管理課）は、過去の地震災害を教訓として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究し、災害の防止策の向上に努める。

震災対策に関する調査研究事項としては、次の事項が考えられる。

- ア 被害想定調査研究
- イ 地域危険度測定調査
- ウ 地盤の液状化に関する調査研究
- エ 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- オ 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- カ 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- キ 避難に関する調査研究
- ク 防災情報システムに関する調査研究
- ケ 地震時における交通確保に関する研究
- コ 消防活動の充実強化に関する調査研究
- サ 広域応援・受援に関する研究

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

【施策の基本方針】

大規模な地震災害が発生した場合において、被害を最小限にとどめるため、災害の状況に応じて災害対策業務を統括する災害対策本部等を設置し、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整える。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 情報連絡本部の設置	本部班
第2 災害警戒本部の設置	本部班
第3 災害対策本部の設置	本部班
第4 配備基準	本部班
第5 職員の動員及び参集	本部班、全職員

本節については、【第2編 第3章 第2節「活動体制の確立」】を参照する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【施策の基本方針】

災害応急対策を推進する上で、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害に関する細かい数値より災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となることから、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害情報の収集・連絡	本部班、各対策部
第2 通信手段の確保	本部班、企画広報班

第1 災害情報の収集・連絡

本部班は、災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、防災関係機関と共有する。

なお、本部内における情報の収集・伝達・共有については、市防災情報システム（Kobaccs）を活用する。また、県本部、県地方支部への報告については、県災害対策支援情報システムにより行う。

いずれの場合も、事情によりシステムが使用できない場合には、電話その他最も迅速かつ確実な手段を使う。

1 地震に関する情報の収集

宮崎地方気象台が発表する地震に関する情報を積極的に収集し、状況の把握に努める。

■ 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報 （注）	次のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
各地の震度に関する情報 (注)	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。 ※(参考)令和5年2月からは、250m四方ごとの推計に高度化予定。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。 ※(参考)令和5年2月からは、約10分後に発表予定。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について次のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

■緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域(*))に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

(*)・・・必要に応じ、下記のように区域名を表にして掲載する。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
〇〇県	〇〇県北部	□□市、△△市
	〇〇県南部	〇〇市、△△町

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

イ. 緊急地震速報の伝達

伝達手段については、以下を参考に記述を確認する。

【伝達機関】

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。

また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災行政無線等を通して住民に伝達される。

【防災基本計画における記述】

○国〔気象庁〕は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。

また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

○消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等(*)を全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、地方公共団体等に伝達するものとする。

(*)・・・編により記述が異なる

○地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

○市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

ウ. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

→「VI. 情報の解説・周知啓発、防災知識の普及、防災訓練の実施等に関する記述」の緊急地震速報の項を参照のこと。

地域防災計画では、状況に応じて情報の解説と併記されることが想定される。

■南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード(※6) 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震(※3)が発生したと評価した場合(巨大地震警戒に該当する場合は除く) ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- (※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- (※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- (※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- (※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさに異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。
具体的には、
レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。
レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。
レベル3：レベル1の2倍に設定。
「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、
「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。
- (※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。
南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。
なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。
- (※6) 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 緊急地震速報への対応

職員は、緊急地震速報の発表から地震による揺れの始まりまでの時間が非常に短いことを想定し、速報の覚知後、直ちに次のことを行う。

- ア 来庁者に地震発生を大声で知らせ、身の安全の確保を誘導する
- イ 落下のおそれがある物、ガラス窓からの退避
- ウ エレベーターの緊急停止
- エ 自身の安全の確保
- オ パニック防止の呼び掛け

上記以外の項目（被害情報の収集、被害報告等）については、【第2編 第3章 第4節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」 第1「災害情報の収集・連絡」】を参照する。

第2 通信手段の確保

本項目については、【第2編 第3章 第4節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」 第2「通信手段の確保」】を参照する。

第3節 災害広報活動(被災者等への的確な情報伝達)

[施策の基本方針]

地震災害時に被災地や隣接地域の市民に対して正確な情報を速やかに提供するとともに、被災地の市民の状況や要望事項等を把握するため、広報活動を速やかに実施する。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 広報体制の整備	本部班、企画広報班
第2 情報の収集・伝達	企画広報班、本部班、福祉対策班、高齢者対策班
第3 災害広報活動(被災者等への的確な情報伝達)	企画広報班、本部班
第4 相談窓口の設置	本部班、福祉対策班、企画広報班
第5 被災者の安否確認への対応	本部班

本節については、【第2編 第3章 第5節「災害広報活動(被災者等への的確な情報伝達)」】を参照する。

第4節 広域的な応援活動(応援要請・受入れ)

[施策の基本方針]

地震災害が発生し、その被害が広範囲に及ぶなど、市独力では災害への対応が困難と判断される場合は、あらかじめ締結した相互応援協定等に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1 県等への応援要請	本部班、総務班
第2 応援受入体制の確保	本部班、総務班
第3 消防機関の応援要請	本部班
第4 防災救急ヘリコプター等の応援要請	本部班
第5 県等による応急措置の代行	—

本節については、【第2編 第3章 第6節「広域的な応援活動(応援要請・受入れ)」】を参照する。

第5節 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

【施策の基本方針】

災害の発生に際して、人命又は財産の緊急的な保護のため必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処が困難であると認められるとき、又は災害の発生が現に迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に対処方法がないと認められるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害派遣要請の基準・内容	本部班
第2 災害派遣要請の方法	本部班
第3 災害派遣部隊の受入れ措置	本部班
第4 災害派遣部隊の撤収要請の依頼	本部班
第5 経費負担区分	本部班、会計班

本節については、【第2編 第3章 第7節「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」】を参照する。

第6節 救助・救急及び消火活動

【施策の基本方針】

地震災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市及び防災関係機関は相互の連携を図りつつ、市民、自主防災組織等の協力のもと効果的な救助・救急活動及び消火活動を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 救助・救急活動	本部班、消防水防対策班、消防対策班
第2 消火活動	本部班、消防水防対策班、消防対策班

本節については、【第2編 第3章 第8節「救助・救急及び消火活動」】を参照する。

第7節 医療救護活動

【施策の基本方針】

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や電気、ガス、上下水道等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

このため、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間）においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための医療救護活動を行う。急性期（72時間～1週間）、亜急性期（1週間～1ヶ月）以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、県、医療関係機関、防災関係機関等と連携して被災者の医療救護活動に万全を期す。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 市域における医療救護体制	保健・救護班、地域災害医療センター（市立病院）、救急告示病院
第2 医療救護班による活動	日赤宮崎県支部現地派遣救護班、地域災害医療センター（市立病院）、西諸医師会、保健・救護班、本部班
第3 助産	知事が派遣する医療救護班
第4 輸送体制の確保	消防対策班、市立病院対策班、本部班

本節については、【第2編 第3章 第9節「医療救護活動」】を参照する。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【施策の基本方針】

大規模災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要であるため、県、防災関係機関と協議し、迅速に陸上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期す。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 緊急輸送活動の基本方針	本部班、管財班
第2 交通規制の実施及び緊急交通路の確保	本部班、建設班
第3 緊急輸送車両の確保	管財班

本節については、【第2編 第3章 第10節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」】を参照する。

第9節 避難収容活動

【施策の基本方針】

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、防災関係機関の協力を得て、市民の避難に関する指示等を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止める。

また、住家が被害を受け居住の場所を失った者、災害によって現に被害を受けるおそれのある者等に対しては、指定避難所等を開設し一時的に収容保護する。指定避難所の運営に当たっては、被災者（要配慮者を含む）の状況に応じた生活環境の整備を図り、良好な避難生活環境の提供・維持に努める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 避難誘導の実施	本部班、学校教育班、こども対策班、福祉対策班、高齢者対策班、社会教育班、関係各班
第2 避難所の開設、運営	本部班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班、企画広報班
第3 被災者の把握	本部班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第4 避難生活環境の確保	保健・救護班、生活環境対策班
第5 要配慮者への配慮	福祉対策班、高齢者対策班、学校教育班、社会教育班、管財班、地方創生班、企画広報班
第6 広域避難及び広域一時滞在	本部班

第1 避難誘導の実施

1 避難指示等の発令・伝達

本部長（本部班）は、地震による住宅等の倒壊や火災延焼等二次災害の危険が切迫し、市民を避難させる必要がある場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難の立ち退きを指示する。

高齢者等避難、避難指示（以下、避難指示等という。）等を発令する要件は、次表のとおりとする。

■避難指示等の発令要件

区分	要件
避難指示等	<ul style="list-style-type: none"> 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき その他人命保護上、避難を要すると認められるとき
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき 災害が発生し、現場に残留者があるとき その他緊急に避難する必要があると認められるとき

上記以外の項目については、【第2編 第3章 第11節「避難収容活動」 第1「避難誘導の実施」】を参照する。

第2 避難所の開設、運営

本項目については、【第2編 第3章 第1 1節「避難収容活動」 第2「避難所の開設、運営」】を参照する。

第3 被災者の把握

本項目については、【第2編 第3章 第1 1節「避難収容活動」 第3「被災者の把握」】を参照する。

第4 避難生活環境の確保

本項目については、【第2編 第3章 第1 1節「避難収容活動」 第4「避難生活環境の確保」】を参照する。

第5 要配慮者への配慮

本項目については、【第2編 第3章 第1 1節「避難収容活動」 第5「要配慮者への配慮」】を参照する。

第6 広域避難及び広域一時滞在

本項目については、【第2編 第3章 第1 1節「避難収容活動」 第6「広域避難及び広域一時滞在」】を参照する。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

【施策の基本方針】

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。また、水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対しては、被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 食料の供給	避難収容班、福祉対策班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第2 飲料水の供給及び給水の実施	本部班、企画広報班、上下水道対策班
第3 生活必需品の供給	福祉対策班

本節については、【第2編 第3章 第12節「食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動」】を参照する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動

【施策の基本方針】

災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、防災関係機関の協力を得て積極的に行う。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 保健衛生対策の実施	保健・救護班、福祉対策班、高齢者対策班、本部班
第2 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	生活環境対策班、保健・救護班、本部班、企画広報班、避難収容班、須木庁舎対策班、野尻庁舎対策班
第3 し尿、ごみ、災害廃棄物の処理	生活環境対策班、本部班、企画広報班
第4 環境対策の実施	本部班、生活環境対策班

本節については、【第2編 第3章 第13節「保健衛生、防疫、ごみ・災害廃棄物処理等に関する活動」】を参照する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

【施策の基本方針】

行方不明者及び遺体の搜索は家族や近親者にとって切実な問題であり、また、市民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、防災関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

また、遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって人心の安定を図る。なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でもその人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 行方不明者及び遺体の搜索	消防水防対策班、消防対策班
第2 遺体の確認、埋葬の実施	避難収容班、本部班
第3 県に対する応援要請	本部班
第4 災害救助法が適用された場合の措置方法	本部班

本節については、【第2編 第3章 第14節「行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動」】を参照する。

第13節 社会秩序の維持

【施策の基本方針】

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想されるため、警察その他関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、市内の社会秩序の維持に努める。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 警察との協力体制の確立	本部班
第2 地域安全活動の実施	本部班、企画広報班、消防水防対策班
第3 帰宅困難者対策	企画広報班、福祉対策班

本節については、【第2編 第3章 第15節「社会秩序の維持」】を参照する。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

【施策の基本方針】

応急対策を推進する上で重要かつ不可欠の通信施設や公共施設等に被害が生じた場合、直ちに応急復旧を行い、機能を確保する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 通信施設等の応急復旧	本部班
第2 公共施設等の応急復旧	建設班、本部班、企画広報班

本節については、【第2編 第3章 第16節「公共施設等の応急復旧活動」】を参照する。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

【施策の基本方針】

大規模災害により上下水道、電力、通信等のライフライン施設が被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

各事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 水道施設の応急対策	上下水道対策班
第2 下水道施設の応急対策	上下水道対策班、企画広報班
第3 その他のライフライン施設の応急対策	本部班

本節については、【第2編 第3章 第17節「ライフライン施設の応急復旧」】を参照する。

第16節 二次災害の防止活動

【施策の基本方針】

地震発生に伴う河川氾濫や土砂災害、建築物等の倒壊、危険物等災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と連携しつつ、市民、自主防災組織、施設管理者等との連携・協力のもとに効果的な防止対策を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 水害、土砂災害対策	本部班、建設班、農業振興班、消防水防対策班
第2 建築物等の倒壊対策	本部班、被害調査班
第3 爆発及び有害物質による二次災害対策	本部班
第4 宅地等の崩壊対策	本部班、被害調査班

第1 水害、土砂災害対策

1 水害防止対策

建設班、農業振興班及び消防水防対策班は、地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害又はダム放流による洪水の発生が予想されるため、地震（震度5強以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

水防活動に当たっては、河川施設、ダム、ため池等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）については、地震による災害の発生や、地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることが考えられる。

建設班は、次のとおり適切な処置を行う。

(1)現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について巡視等により状況把握に努める。

(2)応急措置

崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ア 避難指示等
- イ 立ち入り規制
- ウ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- エ 観測機器の設置、観測

(3)復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(4)情報の連絡・広報

土砂災害危険箇所についての情報を本部や防災関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

第2 建築物等の倒壊対策

1 応急危険度判定

(1)判定士派遣要請

本部班は、余震等による二次災害を防止するため、不足する応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(2)応急危険度判定活動

被害調査班は、地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施する。

ア 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。

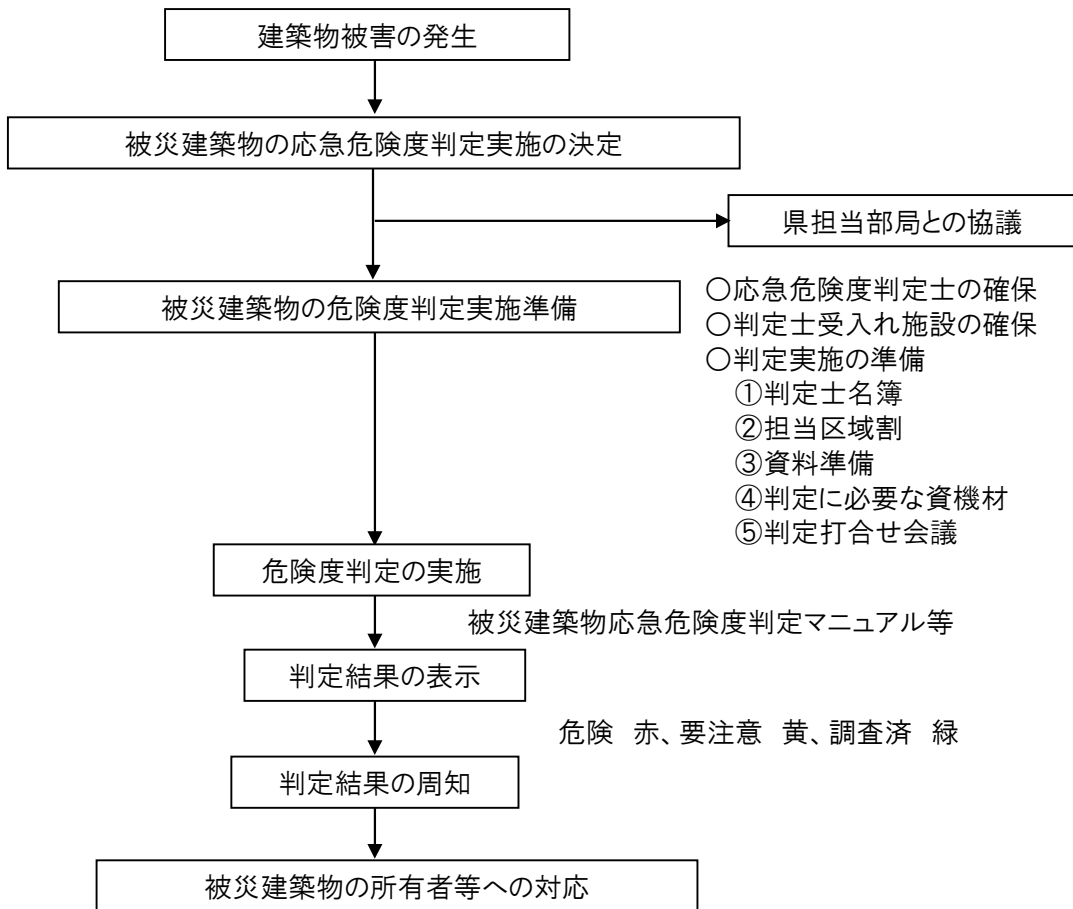
イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行い、判定結果についての責任を負う。なお、県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

■判定作業の概要

- ① 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- ② 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ③ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- ④ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査判定を行う。
- ⑤ 判定は、原則として「目視」により行う。
- ⑥ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

■被災建築物の応急危険度判定実施フロー



■被災建築物応急危険度判定ステッカー（着色無し分）

応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">調査済</h1> INSPECTED ◆この建築物の被災程度は小さいと考えられます ◆建築物は使用可能です 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -	応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">要注意</h1> LIMITED ENTRY ◆この建築物に立ち入る場合は十分注意して下さい ◆応急的に補強する場合には専門家にご相談下さい 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -	応急危険度判定結果 <h1 style="font-size: 2em;">危険</h1> UNSAFE ◆この建築物に立ち入ることは危険です ◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい 建築物名称 注記： 整理番号 判定日時 月 日 午前・午後 時現在 災害対策本部 電話 -
--	---	--

2 二次災害防止のための応急措置

建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を講ずる。

第3 爆発及び有害物質による二次災害対策

本部班は、地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るため、防災関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

1 危険物等流出対策

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市、防災関係機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

本部班は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

2 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

3 毒劇物取扱施設の安全確保

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、管轄保健所、警察署、本部、消防対策部（消防対策班）等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

第4 宅地等の崩壊対策

1 宅地危険度判定

(1)宅地判定士派遣要請

本部班は、余震又はその後の降雨により生じる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

(2)宅地危険度判定活動

市民生活対策部（被害調査班）は、地震等により被災した宅地等の余震又はその後の降雨により生じる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施する。

ア 判定対象は、市が定める判定実施区域内の宅地とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は2週間程度として、一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行い、判定結果についての責任を負う。なお、県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

■判定作業概要

- ①判定作業は、市本部の指示に従い実施する。
- ②宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。
- ③調査は、判定調査票の項目にしたがって行う。調査は主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により行う。
- ④判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

2 二次災害防止のための応急措置

市民生活対策部（被害調査班）は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を講ずる。

第17節 応急住宅の確保

【施策の基本方針】

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 応急仮設住宅の提供・管理	管財班
第2 被災住宅の応急修理	管財班、総務班
第3 公的住宅等の空き家活用	管財班

本節については、【第2編 第3章 第18節「応急住宅の確保」】を参照する。

第18節 ボランティア活動との連携(自発的支援の受入れ)

【施策の基本方針】

大規模災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 ボランティアの受入れ	福祉対策班
第2 ボランティアの派遣要請	福祉対策班、本部班
第3 地域安全ボランティアの活動	本部班

本節については、【第2編 第3章 第19節「ボランティア活動との連携(自発的支援の受入れ)】を参照する。

第19節 災害救助法の適用

【施策の基本方針】

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大な人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行う。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害救助法の適用	福祉対策班、関係各班
第2 被害状況の調査	被害調査班、消防対策班
第3 被害の認定	被害調査班

本節については、【第2編 第3章 第20節「災害救助法の適用」】を参照する。

第20節 農林畜産業の応急対策

【施策の基本方針】

地震災害等による農作物、家畜、農林業施設等の被害を最小限にとどめるため、事前対策を含め適切な応急対策を実施する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 農産物応急対策	農業振興班
第2 家畜応急対策	畜産班
第3 林道応急対策	農業振興班
第4 農業用施設応急対策	農業振興班

本節については、【第2編 第3章 第21節「農林畜産業の応急対策」】を参照する。

第21節 文教対策

【施策の基本方針】

学校、保育園及び社会教育施設は、災害発生時における児童・生徒等、施設利用者の安全を最優先に確保する。災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行うための計画を定め、実施する。

また、大規模災害から文化財の保護を図るために必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 学校教育対策	学校教育班
第2 保育対策	こども対策班
第3 社会教育施設等対策	社会教育班
第4 文化財保護対策	社会教育班

本節については、【第2編 第3章 第22節「文教対策」】を参照する。

第22節 義援金・義援物資の受入れ

【施策の基本方針】

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 義援金・義援物資の受入れ	福祉対策班
第2 義援金・義援物資の配分及び保管	福祉対策班
第3 受領書の発行	福祉対策班
第4 書類の整備	福祉対策班

本節については、【第2編 第3章 第23節「義援金・義援物資の受入れ」】を参照する。

第23節 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	本部班

本節については、【第2編 第3章 第24節「災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定」】を参照する。

第4章 地震災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

【施策の基本方針】

被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 復旧・復興の基本的方向の決定	企画政策課

本節については、【第2編 第4章 第1節「地域の復旧・復興の基本的方向の決定」】を参照する。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

【施策の基本方針】

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画する。この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう防災関係機関と事前協議を行い、その調整を図る。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 公共施設災害復旧事業計画	企画政策課、関係各課
第2 激甚災害の指定	関係各課

本節については、【第2編 第4章 第2節「迅速な現状復旧の進め方」】を参照する。

第3節 計画的復興の進め方

【施策の基本方針】

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興に当たっては防災関係機関が連携し、計画的に事業を推進していく。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 災害復興対策本部の設置	企画政策課
第2 災害復興方針・計画の策定	企画政策課
第3 災害復興事業の実施	企画政策課、財政課、総務課、地方創生課

本節については、【第2編 第4章 第3節「計画的復興の進め方」】を参照する。

第4節 被災者の生活再建支援計画

【施策の基本方針】

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応えるため、被災者の相談に応じるとともに各種の支援措置を迅速に行う。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 被災者への広報及び相談窓口の設置	危機管理課、企画政策課
第2 罹災証明の交付	危機管理課、税務課
第3 生活確保資金の融資等	関係各課
第4 雇用の確保	商工観光課
第5 税対策等	税務課、ほけん課
第6 住宅確保の支援	管財課
第7 災害復興基金の設立	財政課、企画政策課

本節については、【第2編 第4章 第4節「被災者の生活再建支援計画」】を参照する。

第5節 被災中小企業の復興

【施策の基本方針】

被災した中小企業の再建を促進するため、県と連携して各種制度等を活用した融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

また、災害により被害を受けた農林畜産業者又は団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1 風評被害対策	農業振興課、畜産課、商工観光課、企画政策課
第2 中小企業の復興支援	商工観光課
第3 農林業の復興支援	農業振興課

本節については、【第2編 第4章 第5節「被災中小企業の復興」】を参照する。